

仕 様 書

行 財 政 局 税 務 部 税 制 課

(担当 林 (浩)、羽田 電話 : 222-3155)

件 名	ビル葆光における有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去 業務委託
契 約 期 間	契約締結の日の翌日 ~ 令和8年11月15日 ※ただし、有線LANケーブルの再配線及び不要配線撤去の業務は、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項に定める休日（休日の直前の開庁日の18時以降を含む。）に行うものとしているほか、ビル葆光1階及び3階のレイアウト変更は、令和8年10月31日までに完了させることとしている（詳細は、別紙「ビル葆光における有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去業務仕様書」を参照。）。
契 約 条 件	別紙「ビル葆光における有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去業務仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

ビル葆光における有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去業務仕様書

1 概要

(1) 委託業務名

ビル葆光における有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去業務委託

(2) 業務目的

税証明書における窓口交付を専門的かつ集中的に対応するため、市税事務所（ビル葆光）※¹内に税証明の対応（電子請求への対応を含む）に特化した専門窓口を設置するに当たり、同ビルのレイアウトを変更する必要がある。

このレイアウト変更に伴い、ビル葆光内におけるイントラネット※²（以下「イントラ」という。）用パソコン及びイントラ用プリンタ等※³（以下「プリンタ」という。）向けの有線LANケーブルの再配線及び不要配線撤去を委託するものである。

※1 ビル葆光におけるイントラ利用環境については、イントラ用パソコン、プリンタともに有線LANを使用している。

※2 組織内ネットワークのうち、各所属に共通するもので、総合企画局デジタル化戦略推進室が所管するもの。所属特有の業務を実施するためのネットワークは含まない。

※3 総合企画局デジタル化戦略推進室が配備する各所属共通のプリンタと、各所属が独自に購入するプリンタがあるが、本業務ではそのいずれも対象とする。

(3) 委託業務の概要

本業務は、市税事務所（ビル葆光）の1階、3階、5階及び6階について、後述の「(5) 履行期間」の期間内に、有線LANケーブル再配線及び不要配線撤去の作業を完了し、イントラ用パソコン及びプリンタを正常に利用できる状態にするものである。ただし、その他の階のフロアに関しても数台程度の机、いす等の什器の移設を併せて行う場合があり、それに伴い有線LANケーブルの再配線及び不要配線撤去を依頼する場合がある。

現時点における現況レイアウトは別紙1から別紙4、変更後のレイアウト案は別紙5から別紙8のとおりであるが、レイアウト変更案は確定しておらず、今後、変更となる可能性がある。

ア 市税事務所（ビル葆光）1階の（証明書交付窓口の拡充）
別紙1（現況）及び別紙5（変更案）のとおり

(参考) ビル葆光 1階で行う本業務以外の業務

- ・ 課税業務に係るデスク、いす、収納庫等の什器備品の 3階への移設
- ・ 1階什器備品等のフロア内の移設
- ・ カウンターの撤去、増設、再配置、スロープ再配置
- ・ OAフロア工事、電気工事
- ・ 業務用端末や電話等に係る再配線及び不要配線撤去

イ 市税事務所(ビル葆光) 3階

別紙 2(現況)及び別紙 6(変更案)のとおり

(参考) ビル葆光 3階で行う本業務以外の業務

- ・ 東側壁撤去補修(OAフロア含む)
- ・ 3階什器備品等のフロア内移設
- ・ 1階からの什器等移設(電源工事含む)
- ・ 業務用端末や電話等に係る再配線及び不要配線撤去

ウ 市税事務所(ビル葆光) 5階

別紙 3(現況)及び別紙 7(変更案)のとおり

(参考) ビル葆光 5階で行う本業務以外の業務

- ・ 5階什器備品等のフロア内の移設
- ・ 会議室の設置(東側)(スチールパネーション工事、電気工事含む)
- ・ 業務用端末や電話等に係る再配線及び不要配線撤去

エ 市税事務所(ビル葆光) 6階

別紙 4(現況)及び別紙 8(変更案)のとおり

(参考) ビル葆光 6階で行う本業務以外の業務

- ・ 6階什器備品等のフロア内の移設
- ・ 会議室の設置(東側)(スチールパネーション工事、電気工事含む)
- ・ 業務用端末や電話等に係る再配線及び不要配線撤去

オ その他

ケーブル配線図その他成果品の作成及び納入

(4) 履行場所

京都市中京区室町通御池南入円福寺町 3 3 7 (ビル葆光)

(5) 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 1 1 月 1 5 日まで

<留意事項>

- ア 上記「(3) 委託業務の概要」のアからエに掲げる業務（以下、「有線LANケーブル再配線等業務」という。）は京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項に定める休日（休日の直前の開庁日の18時以降を含む。）に行うものとする。
- イ 本業務のほか、什器等の移設、電気工事、端末や電話等の再配線等も行うことから、業務実施スケジュールについては、契約締結後に本市担当者や他の関係業者と協議し、決定すること。
- ウ 有線LANケーブル再配線等業務以外の業務（現地調査など）に関しても、本市が支障があると認める場合は、休日に行うものとする。
- エ 有線LANケーブル再配線等業務は、現時点では、令和8年8月28日以降に実施するものとする。
- オ 本業務は、令和8年11月15日までに完了させるものとするが、有線LANケーブル再配線等業務のうち、ビル葆光1階及び3階（上記（3）ア及びイに該当）に関しては、令和8年10月31日までに完了させるものとする。

2 業務の内容

(1) 有線LANケーブル再配線

- ア 別途、委託するレイアウト変更計画策定業務等（以下「レイアウト変更等業務」という。）の受託者が作成するレイアウト図（プリンタの設置位置を含む。）を基に、ビル葆光各階におけるケーブル敷設図を作成すること。なお、現時点におけるレイアウト変更案は別紙5から別紙8のとおりである。
- (ア) ケーブル敷設図については、本市担当者、レイアウト変更等業務の受託者及び本市が委託しているイントラ運用管理業者（以下「ヘルプデスク」という。）と協議、調整のうえ作成すること。ただし、各階に備えた配線元（LANケーブルのプラグ（RJ-45））からのプリンタへの接続は、イントラ用HUBを介し、LANケーブルを敷設して行うものであることに留意すること。
- (イ) イントラ用パソコン及びプリンタの数量については、別紙9を参照のこと。なお、レイアウト案やイントラ用パソコン、プリンタの台数に変動があっても、原則として落札額で対応すること。
- イ レイアウト変更等業務の受託者が作成するレイアウト変更等のスケジュールに合わせて、ビル葆光各階におけるイントラ用HUBの設置、有線LANケーブルの敷設・結線、試験測定、LANケーブルの配線に関わる必要部材の据付・実装までを行い、翌開庁時間までに正常に利用できる状態にすること。
- また、ビル葆光の既設配線で不要となるLANケーブル等は撤去し、受託者において撤去を行うこと。ただし、本業務において転用可能な配線材等は再利用して差し支えない。

(7) O Aフロアの範囲においては、O Aフロア床下に転がし配線とすること。埋め戻す際は、埋め戻し後に配線孔に机や椅子の足、ヒール靴等がはまらないよう、配線孔蓋を閉めるなどにより、配線孔をふさぐこと。

(i) 配線元からのイントラ用パソコン及びプリンタ接続は、イントラ用HUBを介して行うものとし、イントラHUB及び配線元からイントラ用パソコン及びプリンタ設置位置までの有線LAN配線を行うこと。

(ii) イントラ用HUBは、本市から提供するものを使用すること。

作業に当たって必要となるイントラ用HUBの提供に当たっては、事前にヘルプデスクに数量を申請する必要があるため、必要な数量を所属（どの所属なのかは本市担当者に確認すること。）ごとに取りまとめること。

なお、イントラ用HUBは所属ごとに割り当てられるものであることから、再利用（転用）できないことに留意すること。

(e) O Aタップについても、本市から提供するものを使用すること。

(7) LANケーブルの仕様は、次の要件を満たすものとする。

a ケーブルの色は、別途本市担当者と協議のうえ決定すること。

b エンハンスドカテゴリー5 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2) 規格以上とすること。

c モジュラープラグについては、エンハンスドカテゴリー5 規格以上の性能を有し、また、ツメ折れ防止対策がとられていること。

d 環境に配慮したエコケーブルとすること。

e LANケーブルは、余裕ある性能を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また強い張力などを与えないよう、慎重に敷設及び結線を行い、曲げ半径（内側半径とする。）は下表によること。

ケーブルの種別	敷設中の曲げ半径	接続及び固定時の曲げ半径
UTPケーブル（4対以下のもの）	仕上がり外径の8倍以上	仕上がり外径の4倍以上
UTPケーブル（4対を超えるもの）	仕上がり外径の20倍以上	仕上がり外径の10倍以上

f LANケーブルは、JIS規格に準拠した試験方法とし、適合する試験装置を用いて、下表の試験を行うこと。

試験項目	試験内容	試験数量
反射減衰量	測定器により、JIS X 5150「構内情報配線システム」のパーマネントリンク性能に適合していることを確認すること。 なお、LANケーブルのJISによるクラス分類は、JIS X 5150のクラスDとすること。	全数
挿入損失（減衰量）		
近端漏話減衰量（NEXT）		
電力和近端漏話減衰量（PS NEXT）		
減衰対近端漏話比（ACR-N）		
電力和減衰対近端漏話比（PS ACR-N）		
減衰対遠端漏話比（ACR-F）		
電力和減衰対遠端漏話比（PS ACR-F）		

直流ループ抵抗		
伝搬遅延		
伝搬遅延時間差		
ワイヤマップ		
長さ	測定器によりパーマネントリンクを測定し、ケーブル長が90m以内であることを確認すること。	

- g LANケーブルには、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取り付け、系統種別、行先、ケーブル種別等を表示し、保守管理を容易にすること。表示札等のルールについては、別途本市担当者と協議のうえ決定すること。
- h ノイズ対策として、LANケーブルは、電源等の強電流電線と離隔するか、セパレータ等を用いて直接接触しないように敷設すること。
- (カ) 結線については、原則として、ストレートケーブル（T-568B→T-568B）によるものとする。
- (キ) 各整備場所におけるケーブル試験について、LANケーブルテスター（FLUKE DSX-8000 シリーズ / DSX-5000 シリーズ又は同等品であり、校正日が1年以内の物）により行うこと。なお、測定器の校正証明書をケーブル試験成績書として提出すること。
- (ク) 配線保護材等の必要な部材は受託者にて準備するものとし、本業務を履行するうえで必要な備品及び消耗品等の経費についても受託者が負担すること。
- (ケ) 出力先のプリンタを判別可能とするため、プリンタの名称を記載したラベルを作成し、原則として業務開始までの間に、プリンタに貼付すること。ただし、既存のプリンタのうち、名称を変更しない場合はこの限りではない。
- プリンタの名称については、別途、本市担当者及びヘルプデスクと協議・調整のうえ決定することとする。
- なお、これらの業務については、ヘルプデスクに依頼することも可能とする。ただし、その場合に必要となる費用については受託者の負担とする。
- (コ) プリンタ設置後、原則として翌開庁日の業務開始までの間に、イントラ用パソコンから試験印刷を実施すること。また、後日、成果品として試験結果を提出すること。
- なお、2、3台程度、本市から提供する設定情報をもとにプリンタの設定の変更を依頼する場合がある。
- また、試験印刷については、ヘルプデスクに依頼することも可能とする。ただし、その場合に必要となる費用については受託者の負担とする。
- (カ) プリンタ設置の翌開庁日の午前中は、原則として立ち合うこととし、プリンタが正常に利用できることを確認するとともに、不具合等が生じた場合は速やかに対応すること。

(2) 既設LAN配線撤去業務

既設LAN配線で不要となったLANケーブルについて、モール等を含めて受託者の負担において、撤去すること。

また、不要となった既設イントラ用HUB等については、ヘルプデスクへ返却する必要があるため、受託者において回収し、ヘルプデスクへ返却すること。

3 作業条件

ア 作業の実施場所は、本市が指定し、又は許可した場所で行う必要がある。また、ビル葺光の安全管理等に係る定めにしたがうこと。

イ 本市のネットワークに、許可されていない端末を接続することはできない。

ウ 本市のネットワークに、外部から接続することはできない。

エ 既存のネットワークとの接続については、正常な動作を確認し、本市担当者から承諾を受けること。

オ 作業場所への材料・機器搬入に伴う資材搬入用エレベーターについては、本市担当者と協議のうえ利用すること。

なお、ビル葺光に材料・機器搬入等本業務を履行するうえで用いる車両は、ビル葺光には駐車できないので、受託者の負担においてビル葺光周辺の駐車場に駐車するものとする。

カ ネットワークの停止を伴うLANケーブル敷設作業その他作業は、本市担当者と協議のうえ実施すること。

キ 本業務実施に伴い使用する必要のある電源設備については、ビル葺光内のものを無償で利用できるものとする。

ク 本業務の実施に当たっては、逐次、本市担当者、レイアウト変更等業務の受託者、その他レイアウト変更に係る関連業者等と調整、協議を行い、本市担当者の了承を得て業務を進めるものとする。

ケ 本業務に当たって、本市に対し、作業工程や配線図等の事前確認及び事後報告を行うこと。

コ 本業務の履行完了後はヘルプデスクが保守管理を行うため、本委託業務において敷設又は設置する有線LANケーブルやイントラ用HUB等については、ヘルプデスクとの連絡及び連携を密にし、ヘルプデスクの指示に従って業務を遂行すること。

4 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品・消耗品等の費用を負担すること。

また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

5 成果品

(1) 納品物

納品物は以下のとおりとする。

No	成果物	内容
1	業務実施計画書	業務の実施体制、実施スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
2	ケーブル敷設図	敷設ケーブルの配線を示した図面。図面様式については、本市担当者と協議のうえ決定すること。
3	ケーブル試験成績書	敷設したケーブルの情報をまとめたもの。 なお、測定器の校正証明書を添付すること。
4	完了写真	敷設業務及び撤去業務の後の写真
5	印刷試験結果	プリンタ設置後、イントラ用パソコンを用いて実施したプリンタの試験印刷結果の証明。

※ 納品物については、内容等について本市担当者と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

(2) 納入時期

令和8年11月15日までとする。ただし、委託業務の遂行に当たり、委託者が提出を求める場合については、その都度提出すること。

(3) 納入方法

上記「(1) 納品物」については、各2部ずつを電子データ（CD-ROM又はDVD-ROM）で納品すること。

(4) 納品場所

行財政局税務部税制課

6 委託料の支払

本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

7 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

なお、第三者に一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の許可を得なければならない。

8 その他

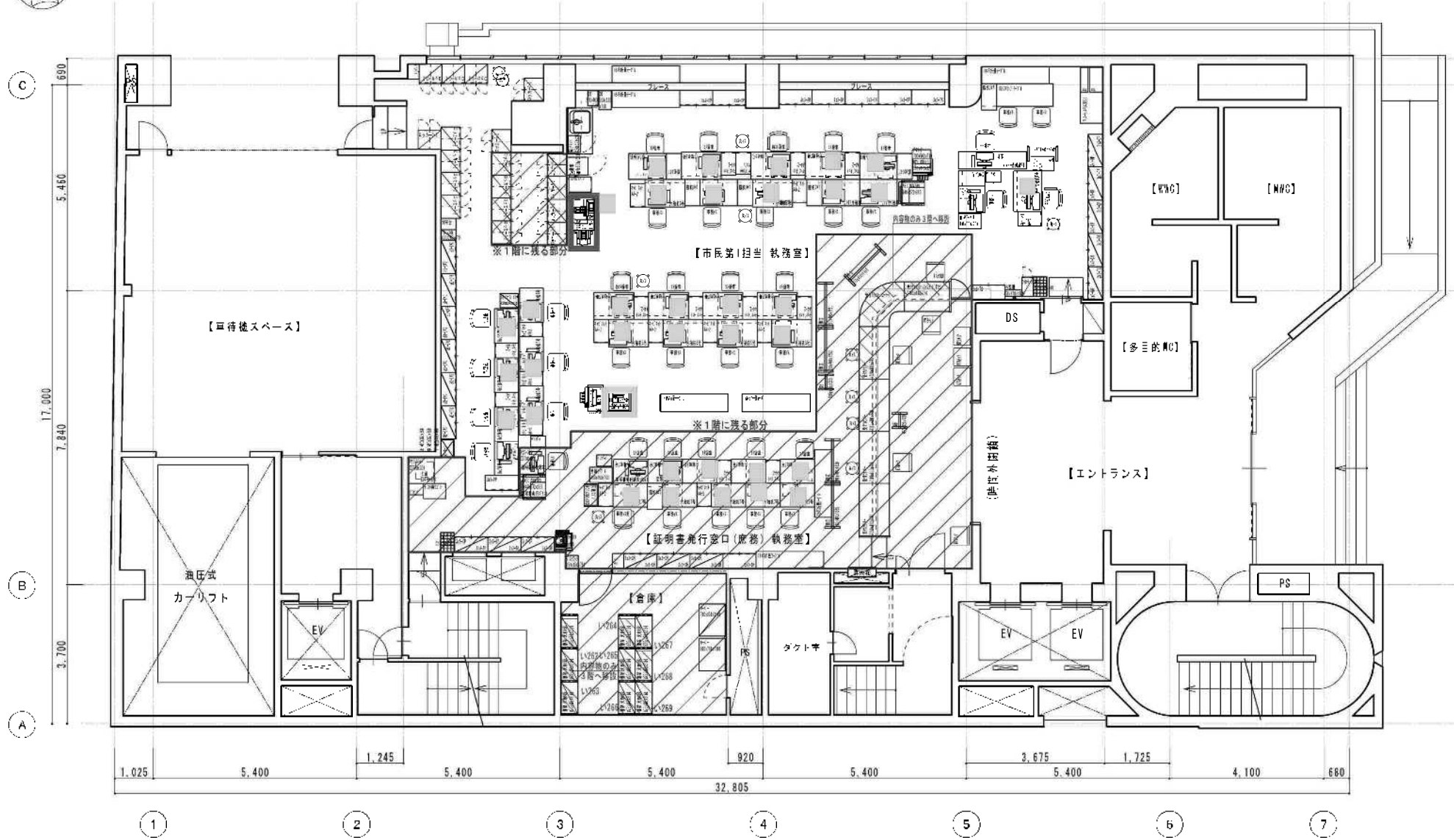
ア 本業務の履行期間中、ビル葆光では、平日、市民税や固定資産税等の賦課・課税業務

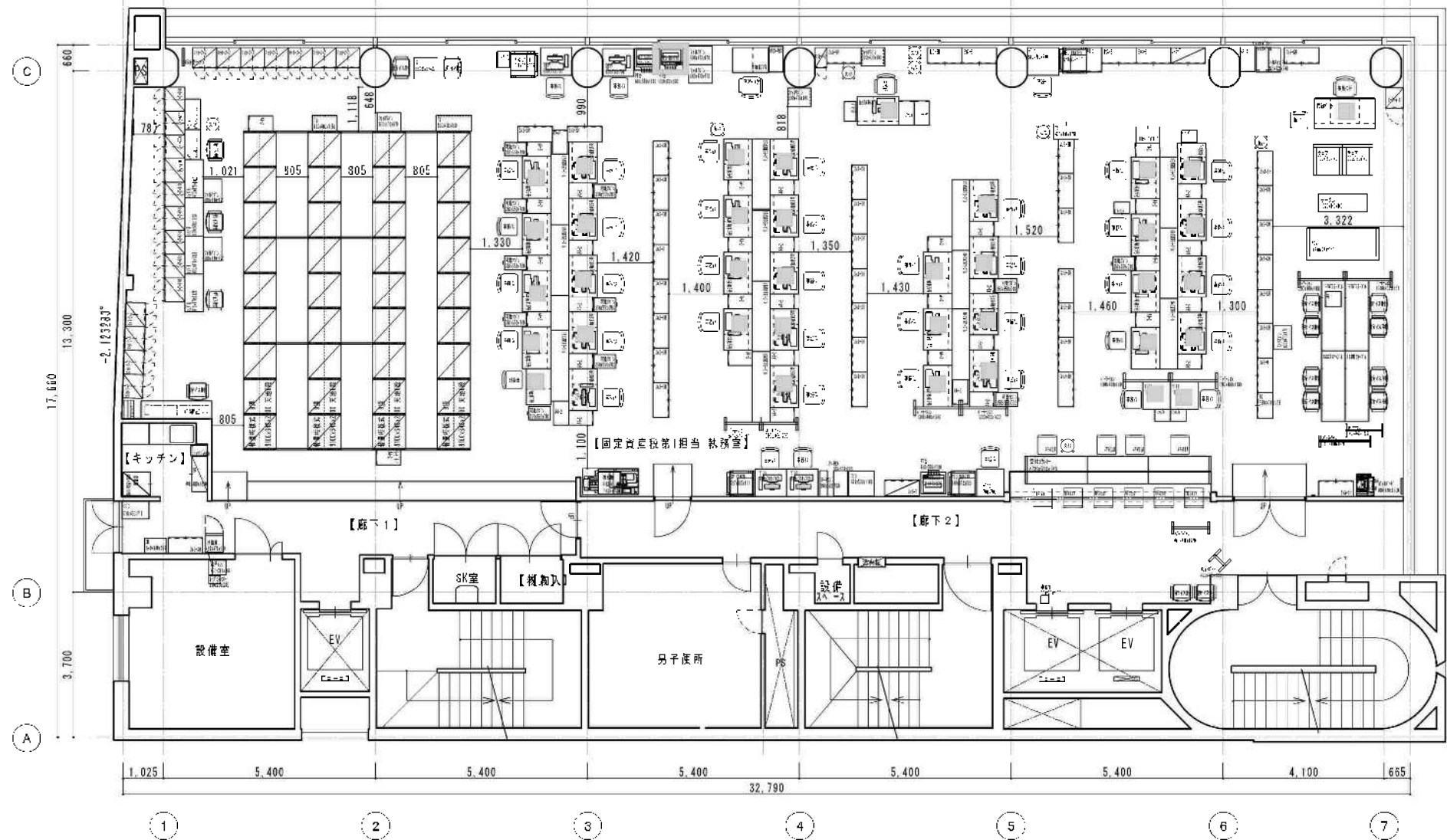
や証明書交付業務、それらに係る来庁者対応等を行っていることから、平日における業務に支障が生じないよう本業務を実施すること。

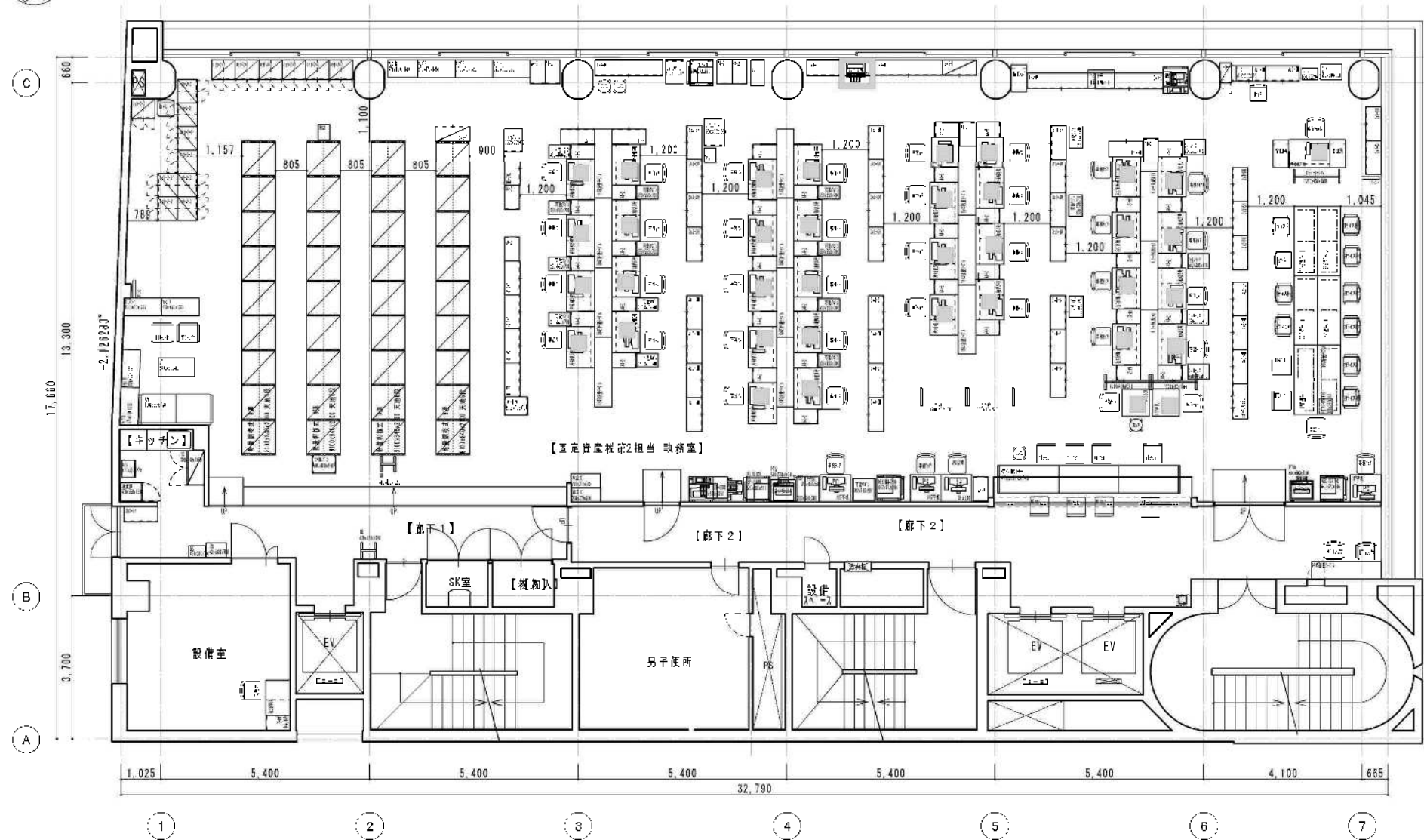
- イ 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- ウ 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じなければならない。
- エ 本業務を遂行するに当たって、新たに発生した成果物（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利は、本市に帰属することとし、受託者は成果品に関する著作権者人格権を行使しない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- オ 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- カ 本業務の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果品として納入することとし、この関連文書についても上記エ及びオに準じるものとする。
- キ 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- ク この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。



イントラ端末 ■ または □ コピー機 □
 イントラプリンタ □ (現在、1階以外はLANにつながっていない。)

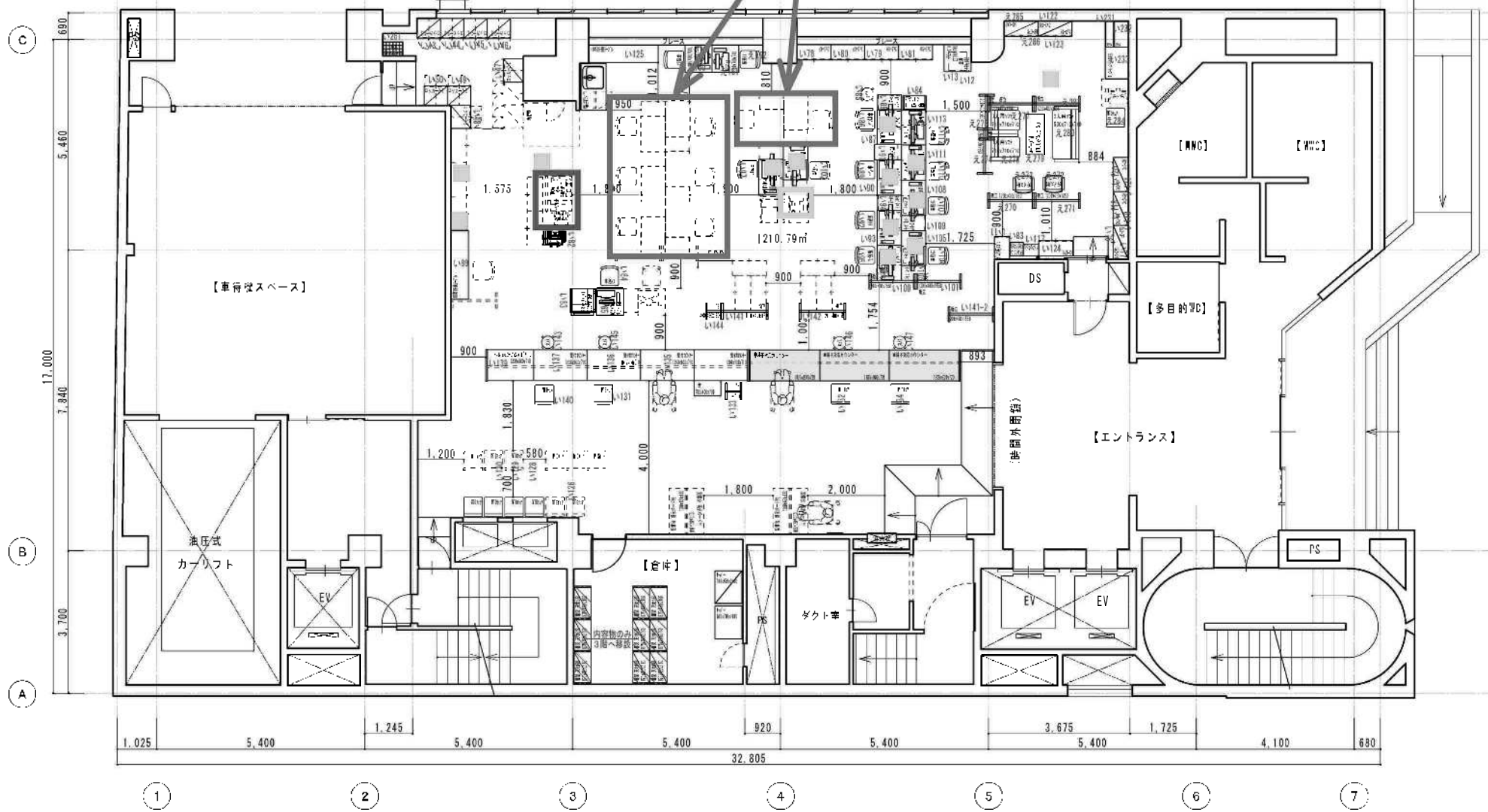


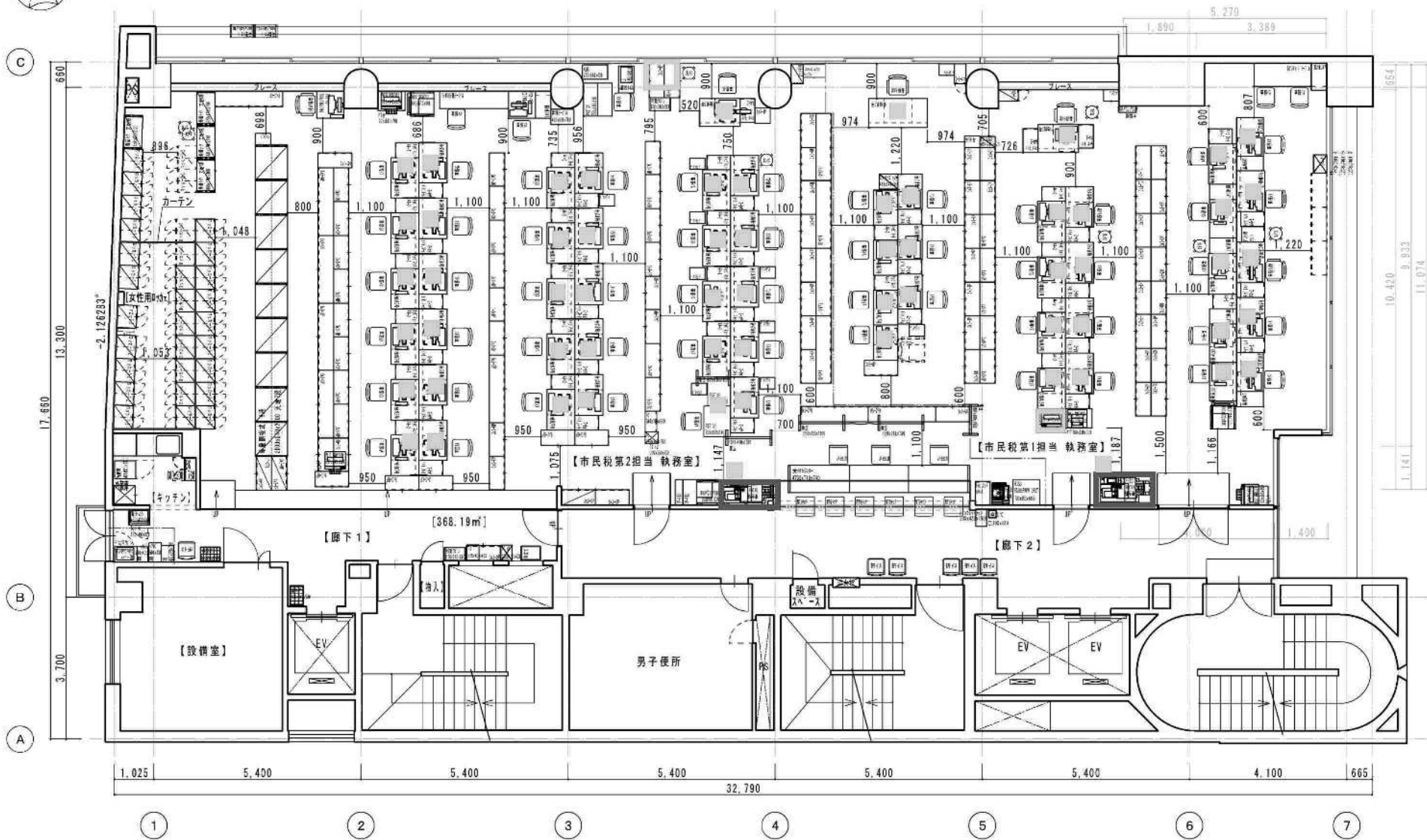






複数台のイントラが使用できるようにすること





---: 別途課連予定部分

■ 市税事務所(ビル葆光)各階におけるイントラ台数について

別紙 9

	現行の 所属	現行における台数			レイアウト変更後の 所属	レイアウト変更後における台数(案)		
		イントラPC	イントラPL	備考		イントラPC	イントラPL	備考
1階	市民税第一担当	29	1	22台は移設により3階へ	市民税第一担当(庶務・証明交付担当)	16	1	イントラの増数は未定。
3階	市民税第二担当	31	1		市民税第一担当及び市民税第二担当	53	2	22台は1階から移設
5階	固定資産税第一担当	32	1		固定資産税第一担当	32	1	
6階	固定資産税第二担当	31	1		固定資産税第二担当	31	1	
合計		123	4			132	5	

※レイアウト後の配線については、イントラPC、イントラPL台数の増予定を踏まえた配線数としている。

※アルバイト等により上記よりも数が増える可能性がある(有線LANのケーブルの数は、アルバイトや窓口対応等のため、上記より数が多い。)